

五島市空家等管理活用支援法人の指定に係る公募要領

1. 指定の概要

(1) 業務内容：空家等対策の推進に関する特別措置法第24条のうち第3号を除く業務

2. 公募スケジュール

公募開始（公告）	令和6年4月19日（金）
事業説明及び事前協議	令和6年5月8日（水）～17日（金）
申請書の提出期限	令和6年5月20日（月）
審査（プレゼンテーション審査）	令和6年5月22日（水）
審査結果通知	令和6年5月24日（金）
指定候補者との協議	令和6年5月28日（火）
支援法人指定の公表（公示）	令和6年5月31日（金）

3. 参加資格

五島市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要領（以下、「事務取扱要領」という。）第3の各号にすべて該当すること

4. 申請書等の取得方法

五島市ホームページからダウンロードして取得してください。

5. 事業説明及び事前協議

- ・指定方針（業務のポイント）についての説明後、質疑等を受付けます。指定の申請にあたっては必ず事前協議をお願いします。（前々日までに予約をお願いします。）
- ・提出書類、留意事項については、事前協議の中で説明します。

6. 審査（プレゼンテーション審査）

プレゼンテーションは、業務内容の説明20分間、質疑応答10分間を基本として申請者ごとに行います。出席者は2名以内とします。

7. 支援法人指定の公表

指定候補者との協議を経て指定を決定したときは、当該申請者に通知するとともに、当該支援法人の名称、住所及び事務所等の所在地を五島市ホームページで公表します。

【提出先】

〒853-8501 五島市福江町1番1号
五島市役所 管理課 空き家・公園班
TEL：0959-72-6371 FAX：0959-74-1994
メール：kanri@city.goto.lg.jp